答 弁 第 五 三 四 号平成二十一年六月十九日受領

内閣衆質一七一第五三四号

平成二十一年六月十九日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問に対す

る答弁書

一について

世襲という言葉は様々な意味で用いられており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが

例えば、 「その家の地位・財産・職業などを嫡系の子孫が代々うけつぐこと。 (出典 広辞苑)」とさ

れている。

二について

お尋ねの 「世襲に該当する者」の定義が必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難であ

る。

三及び四について

お尋ねの「国会議員の世襲」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 いずれにせよ、 お尋ねは

いずれも国民に選挙された国会議員についての評価に関する事柄であることから、政府としてお答えす

ることは差し控えたい。